# 4045 日モンゴル経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日モンゴル経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約96%(日本からの輸出額の約96%、モンゴルからの輸入額の100%)についてこの協定の発効から10年以内に関税が撤廃されます。

# I. 農林水産品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

・即時関税撤廃:一部のペットフード

・段階的関税撤廃:ライ麦粉、ひまわり油

・関税割当:チーズ、天然蜂蜜

#### 2. モンゴルの主な譲許内容

・即時関税撤廃:切り花、りんご、なし

• 段階的関税撤廃: 味噌、食酢

## Ⅱ. 鉱工業品分野について

# 1. 日本の主な譲許内容

日本に輸入される鉱工業品のほぼ全てが発効から 10 年以内に関税撤廃されます。

## 2. モンゴルの主な譲許内容

・即時関税撤廃:4,500cc以下の完成車(製造後0~3年)、冷延鋼板

・段階的関税撤廃:銅製品、自動車部品(エンジン、ハンドル)